

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 平成 24 年度機関幹事会

平成 24 年 10 月 6 日（土）

16:00～17:30

ピュアリティまきび 3 階飛鳥

議 題

（1）協議事項

- 1) 支部規約改正について
- 2) 支部内規改正について
- 3) 支部賞受賞内規改正について
- 4) 理事被選挙人選出方法に関する申し合わせ改正について
- 5) 代議員候補者選出方法に関する申し合わせ改正について
- 6) 吊辞・供物に関する申し合わせ改正について
- 7) 平成 23 年度事業報告（案）
- 8) 平成 23 年度決算報告（案）
同 監査報告
- 9) 平成 24 年度事業計画（案）
- 10) 平成 24 年度予算（案）
- 11) 平成 24 年度支部賞について
- 12) 平成 27 年度以降の支部総会・研究発表会の開催県について
- 13) 第 59 回大会総会次第および支部賞授与式次第について
- 14) その他

（2）報告事項

- 1) 理事会報告
- 2) 平成 24 年度（第 59 回）支部総会・研究発表会の準備状況について
- 3) 平成 25 年度（第 60 回）支部総会・研究発表会の開催機関について
- 4) その他

平成 24 年度機関幹事会配布資料

- 資料 1 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 機関幹事名簿（平成 24 年度）
- 資料 2 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 支部役員名簿（平成 24・25 年度）
- 資料 3 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 代議員名簿（平成 24・25 年度）
- 資料 4-1 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部規約（案）
 - 4-2 新旧対照表
- 資料 5-1 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部内規（案）
 - 5-2 新旧対照表
- 資料 6-1 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部賞授賞内規（案）
 - 6-2 新旧対照表
- 資料 7-1 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部理事候補者選出方法に関する申し合わせ（案）
 - 7-2 新旧対照表
- 資料 8-1 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部代議員選出方法に関する申し合わせ（案）
 - 8-2 新旧対照表
- 資料 9-1 弔辞・供物に関する申し合わせ（案）
 - 9-2 新旧対照表
- 資料 10 平成 23 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部事業報告（案）
- 資料 11-1 平成 23 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部収支計算書（案）
 - 11-2 第 58 回支部総会・研究発表会収支報告書・監査報告書（平成 23 年度）
 - 11-3 貸借対照表
 - 11-4 監査報告書
- 資料 12 平成 24 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部事業計画（案）
- 資料 13-1 平成 24 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部収支予算書（案）
 - 13-2 第 59 回支部総会・研究発表会収支予算書（平成 24 年度）（案）
- 資料 14-1 支部賞選考報告書
 - 14-2 支部賞推薦書 1
 - 14-3 支部賞推薦書 2
- 資料 15-1 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部総会・研究発表会担当機関一覧表
 - 15-2 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部総会・研究発表会担当県一覧表
 - 15-3 支部総会・研究発表会担当県の割当方式
 - 15-4 支部総会・研究発表会担当県案（平成 23 年度事務局案）
 - 15-5 支部総会・研究発表会担当県案（平成 24 年度事務局案）
- 資料 16 平成 24 年度支部総会次第
- 資料 17 平成 24 年度支部賞授与式次第

資料01
H24年度機関幹事会
H24年10月6日(土)

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 平成24年度機関幹事名簿

番号	機関名	機関幹事	E-mail
1	鳥取短期大学	板倉一枝	
2	島根県立大学短期大学部	藤居由香	
3	島根大学教育学部	高橋哲也	
4	宇部フロンティア大学短期大学部	中村敦子	
5	山口県立大学	園田純子	
6	山口大学教育学部	友定啓子	
7	鈴峯女子短期大学	岡本洋子	
8	比治山大学短期大学部	枝廣瑤子	
9	広島女学院大学生生活科学部	檜崎久美子	
10	県立広島大学	猪木省三	
11	広島大学大学院教育学研究科	横田明子	
12	広島文化学園大学・短期大学	前田ひろみ	
13	広島文教女子大学	木村留美	
14	福山大学生命栄養科学科	木村安美	
15	福山市立大学	正保正恵	
16	安田女子大学	宮川博恵	
17	岡山県立大学保健福祉学部	我如古菜月	
18	岡山学院大学	松下至	
19	岡山大学大学院教育学研究科	李璟媛	
20	川崎医療福祉大学	長野隆男	
21	くらしき作陽大学	大野婦美子	
22	山陽学園短期大学	隈元美貴子	
23	就実短期大学	畦五月	
24	中国学園大学・中国短期大学	宇野保子	
25	ノートルダム清心女子大学	國本あゆみ	
26	美作大学・同短期大学部	小山京子	
27	香川短期大学	横本俊美	
28	香川大学教育学部	松井剛太	
29	愛媛大学教育学部	宇高順子	
30	松山東雲短期大学	大塚暢幸	
31	高知学園短期大学	田村隆教	
32	高知県立大学	三木章江	
33	高知大学教育学部	柴英里	
34	四国大学生生活科学部・短期大学部	高橋啓子	
35	徳島文理大学	犬伏知子	
36	鳴門教育大学学校教育学部	金貞均	

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部平成24・25年度支部役員名簿

役職名	県名	氏名	E-mail	Tel	勤務先	勤務先住所
支部長	—	河田哲典			岡山大学大学院教育学研究科	〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1
常任幹事	鳥取	野津和功			鳥取短期大学	〒682-8555 鳥取県倉吉市福庭854
	島根	高橋哲也			島根大学教育学部	〒690-8504 松江市西川津町1060
	山口	島田和子			山口県立大学	〒753-8502 山口市桜島3-2-1
	広島	大下市子			安田女子大学	〒731-0153 広島市安佐南区安東6-13-1
		木下瑞穂			広島大学教育学研究科	〒739-8524 東広島市鏡山1丁目1-1
	岡山	篠原陽子			岡山大学大学院教育学研究科	〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1
		山下広美			岡山県立大学	〒719-1197 総社市窪木111
	香川	能登原英代			香川短期大学	〒769-0201 綾歌郡宇多津町浜1番丁10
	愛媛	曲田清維			愛媛大学教育学部	〒790-8577 松山市文京町3番
	高知	小西文子			高知学園短期大学	〒780-0955 高知市旭天神町292-26
徳島	高橋啓子	四国大学・生活科学部			〒771-1192 徳島市応神町古川	

役職名	氏名	所属	E-mail
監事	隈元美貴子	山陽学園大学	
	藤井わか子	美作大学	

会計幹事	李環媛	岡山大学	
庶務幹事	関川華	岡山大学	

資料 02
H24年度機関幹事会
H24年10月6日(土)

資料03
H24年度機関幹事会
H24年10月6日(土)

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部代議員名簿（平成24・25年度）

氏名	勤務先	県名
	住所	
	TEL・FAX	
	E-mail	
加藤みゆき	香川大学教育学部	香川
	〒760-8522 高松市幸町1-1	
	TEL・FAX 087-832-1513	
	E-mail	
金子省子	愛媛大学教育学部	愛媛
	〒790-8577 松山市文京町3番	
	TEL・FAX 089-927-9503	
	E-mail	
川口順子	高知県立大学健康栄養学部	高知
	〒780-8515 高知市永国寺町5-15	
	TEL・FAX 088-873-2645	
	E-mail	
佐藤之紀	県立広島大学生命環境学部	広島
	〒727-0023 広島県庄原市七塚町562番地	
	TEL 0824-74-1000（内線4501）	
	E-mail	
長野隆男	川崎医療福祉大学医療福祉学部	岡山
	〒701-0193 倉敷市松島288	
	TEL・FAX 086-463-3508	
	E-mail	
森田美佐	高知大学教育学部	高知
	〒780-8520 高知市曙町2丁目5番1号	
	TEL・FAX 088-844-8421	
	E-mail	

本支部規約は、一般社団法人日本家政学会定款を基にして定める。

(名称)

第 1 条 本支部は、一般社団法人日本家政学会中国・四国支部と称する。

(目的)

第 2 条 本支部は、支部における家政学並びに家政学教育に関する研究の推進と普及を目的とする。

(事業)

第 3 条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催
- (2) 講演会、講習会の開催
- (3) その他必要な事業

(会員)

第 4 条 本支部会員は、中国・四国地方に勤務地又は自宅住所のある学会会員とする。

(事務所)

第 5 条 本支部の事務所は、原則として支部長の勤務所に置く。

(役員)

第 6 条 本支部に次の役員を置く。

支部長	1 名
常任幹事	11 名
機関幹事	30～40 名
庶務幹事	1～2 名
会計幹事	1～2 名
監事	2 名

(役員を選出)

第 7 条 支部役員を選出は、次によって行う。

- (1) 支部長、常任幹事及び監事は、支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受ける。
- (2) 支部長は、庶務幹事、会計幹事を指名し、常任幹事会の承認を受ける。
- (3) 機関幹事は、各機関において選出する。

(役員の職務)

第 8 条 支部役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
- (2) 常任幹事は、支部業務を審議し、執行する。
- (3) 機関幹事は、各機関を代表し、これを統括する。
- (4) 庶務幹事は、支部の庶務を担当する。
- (5) 会計幹事は、支部の会計を担当する。
- (6) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

(役員任期)

第 9 条 1. 支部役員任期は、2 年とし、継続して就任する場合は 2 期を限度とする。支部役員就任時期は、本部役員就任に準ずる。
2. 支部役員が任期途中で交代する時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 10 条 役員については、支部総会の決議によって解任することができる。

(会議)

第 11 条 1. 支部総会は、年 1 回支部長が召集し、支部の重要事項について決議する。
2. 支部常任幹事会並びに機関幹事会は、支部長が適宜召集し、支部長が議長となる。

(会計)

第 12 条 1. 支部の会計は、本部からの交付金、その他によりまかなう。
2. 会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 13 条 支部の事業計画及び予算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第 14 条 支部の事業報告及び決算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(規程の改正)

第 15 条 本規約の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

1. この規約は、昭和 57 年 5 月 23 日から施行する。
2. 改正 昭和 59 年 5 月 27 日
平成 11 年 10 月 3 日
平成 16 年 10 月 3 日
平成 22 年 10 月 10 日
平成 24 年 10 月 7 日
3. この規約の実施にかかわる細部に関しては、別に定める内規による。

旧

新

(社) 日本家政学会中国・四国支部規約

本支部規約は、(社) 日本家政学会定款を基にして定める。

(名称)

第 1 条 本支部は、(社) 日本家政学会中国・四国支部と称する。

(目的)

第 2 条 本支部は、支部における家政学並びに家政学教育に関する研究の推進と普及を目的とする。

(事業)

第 3 条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催
- (2) 講演会、講習会の開催
- (3) その他必要な事業

(会員)

第 4 条 本支部会員は、中国・四国地方に勤務地又は自宅住所のある学会会員とする。

(事務所)

第 5 条 本支部の事務所は、原則として支部長の勤務所に置く。

(役員)

第 6 条 本支部に次の役員を置く。

支部長	1 名
常任幹事	1 1 名
機関幹事	3 0 ～ 4 0 名
庶務幹事	1 ～ 2 名
会計幹事	1 ～ 2 名
監事	2 名

(役員を選出)

第 7 条 支部役員を選出は、次によって行う。

- (1) 支部長、常任幹事及び監事は、支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受ける。
- (2) 支部長は、庶務幹事、会計幹事を指名し、常任幹事会の承認を受ける。
- (3) 機関幹事は、各機関において選出する。

(役員職務)

第 8 条 支部役員職務は、次のとおりとする。

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部規約

本支部規約は、一般社団法人日本家政学会定款を基にして定める。

(名称)

第 1 条 本支部は、一般社団法人日本家政学会中国・四国支部と称する。

(目的)

第 2 条 本支部は、支部における家政学並びに家政学教育に関する研究の推進と普及を目的とする。

(事業)

第 3 条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催
- (2) 講演会、講習会の開催
- (3) その他必要な事業

(会員)

第 4 条 本支部会員は、中国・四国地方に勤務地又は自宅住所のある学会会員とする。

(事務所)

第 5 条 本支部の事務所は、原則として支部長の勤務所に置く。

(役員)

第 6 条 本支部に次の役員を置く。

支部長	1 名
常任幹事	1 1 名
機関幹事	3 0 ～ 4 0 名
庶務幹事	1 ～ 2 名
会計幹事	1 ～ 2 名
監事	2 名

(役員を選出)

第 7 条 支部役員を選出は、次によって行う。

- (1) 支部長、常任幹事及び監事は、支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受ける。
- (2) 支部長は、庶務幹事、会計幹事を指名し、常任幹事会の承認を受ける。
- (3) 機関幹事は、各機関において選出する。

(役員職務)

第 8 条 支部役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
- (2) 常任幹事は、支部業務を審議し、執行する。
- (3) 機関幹事は、各機関を代表し、これを統括する。
- (4) 庶務幹事は、支部の庶務を担当する。
- (5) 会計幹事は、支部の会計を担当する。
- (6) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

(役員任期)

- 第9条 1. 支部役員の任期は、2年とし、継続して就任する場合は2期を限度とする。支部役員の就任時期は、本部役員の就任に準ずる。
2. 支部役員が任期途中で交代する時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

- 第10条 役員については、支部総会の決議によって解任することができる。

(会議)

- 第11条 1. 支部総会は、年1回支部長が召集し、支部の重要事項について決議する。
2. 支部常任幹事会並びに機関幹事会は、支部長が適宜召集し、支部長が議長となる。

(会計)

- 第12条 1. 支部の会計は、本部からの交付金、その他によりまかなう。
2. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第13条 支部の事業計画及び予算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第14条 支部の事業報告及び決算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(規程の改正)

- 第15条 本規約の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

1. この規約は、昭和57年5月23日から施行する。
2. 改正 昭和59年 5月27日
平成11年10月 3日
平成16年10月 3日
平成22年10月10日
3. この規約の実施にかかわる細部に関しては、別に定める内規による。

- (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
- (2) 常任幹事は、支部業務を審議し、執行する。
- (3) 機関幹事は、各機関を代表し、これを統括する。
- (4) 庶務幹事は、支部の庶務を担当する。
- (5) 会計幹事は、支部の会計を担当する。
- (6) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

(役員任期)

- 第9条 1. 支部役員の任期は、2年とし、継続して就任する場合は2期を限度とする。支部役員の就任時期は、本部役員の就任に準ずる。
2. 支部役員が任期途中で交代する時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

- 第10条 役員については、支部総会の決議によって解任することができる。

(会議)

- 第11条 1. 支部総会は、年1回支部長が召集し、支部の重要事項について決議する。
2. 支部常任幹事会並びに機関幹事会は、支部長が適宜召集し、支部長が議長となる。

(会計)

- 第12条 1. 支部の会計は、本部からの交付金、その他によりまかなう。
2. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第13条 支部の事業計画及び予算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第14条 支部の事業報告及び決算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(規程の改正)

- 第15条 本規約の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

1. この規約は、昭和57年5月23日から施行する。
2. 改正 昭和59年 5月27日
平成11年10月 3日
平成16年10月 3日
平成22年10月10日
平成24年10月 7日
3. この規約の実施にかかわる細部に関しては、別に定める内規による。

1. 支部規約第7条に基づき、本支部役員の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 支部長
 - (1) 常任幹事会は、本支部正会員（以下「支部正会員」とする。）の中から、支部長候補者3名以内を選出する。
 - (2) 常任幹事会は、本支部選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」とする。）を構成して、支部正会員の投票に基づいて、支部長候補者の中から支部長1名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - (3) 選挙管理委員会は、支部長選出の結果を本支部総会（以下「総会」とする。）に報告し、承認を受ける。
 - 2) 常任幹事
常任幹事は、各県の機関幹事又は機関幹事経験者の中から選出する。ただし、員数は、岡山・広島県は各2名、その他の県は1名ずつとする。
 - 3) 機関幹事
機関幹事は、原則として、支部正会員2名以上を有する機関において1名選出する。
 - 4) 庶務幹事、会計幹事
庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名し、常任幹事会の承認を受ける。
 - 5) 監事
監事は、機関幹事会において選出し、総会の承認を受ける。
2. 理事候補者の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、理事候補有資格者を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して支部正会員の投票に基づいて、理事候補有資格者の中から規定数の理事候補者を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - 3) 選出の方法は、別に定める「理事候補者選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 4) 選挙管理委員会は、理事候補者選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
3. 代議員の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、規定数以上の代議員候補者を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して、支部正会員の中から代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
 - 3) 選挙管理委員会は、支部正会員の投票により、規定数の代議員を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。
 - 4) 選出の方法は、別に定める「代議員選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 5) 選挙管理委員会は、代議員選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
4. 本支部役員の任務は、次のとおりとする。
 - 1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
 - 2) 常任幹事は、各県の機関幹事を代表して常任幹事会を構成し、支部長を補佐して、支部業務を審議・執行する。また、常任幹事会は、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3) 機関幹事は、機関幹事会を構成して支部の重要事項について審議し、会務を執行する。
 - 4) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。
5. 代議員の任務は、総会および一般社団法人日本家政学会（以下「本部」とする）代議員総会に出席して審議事項を議決する。また、本部役員選挙の選挙人になる。
6. 代議員および理事候補者の選出結果は、選挙の年の12月末日までに、本部役員選挙管理委員会委員長に報告する。
7. 本内規の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

施行	昭和 57 年 5 月 23 日
改定	昭和 58 年 5 月 29 日
	昭和 61 年 10 月 12 日
	昭和 63 年 10 月 9 日
	平成 11 年 10 月 3 日
	平成 13 年 9 月 22 日
	平成 14 年 10 月 6 日
	平成 22 年 10 月 10 日
	平成 24 年 10 月 7 日

申し合わせ事項

1. 支部長は、常任幹事又は代議員（当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。）並びにこれらの経験者の中から選出する。ただし、他支部選出の役員経験者は、これに該当しないものとする。

2. 理事候補者は、本部委員会委員または支部役員を2期以上経験した者の中から選出する。
3. 同一人が支部長及び代議員に選出された場合の優先順位は、支部長、代議員とし、理事候補者及び代議員に選出された場合の優先順位は、理事候補者、代議員とする。
4. 役員候補者は、就任時（6月1日）の年齢が満68歳以下の者とする。
5. 学会会員である旧支部長は、顧問として処遇する。
6. 機関幹事は、新年度当初(4月中)に、所属機関の会員名簿と機関幹事名を支部長に報告する。
7. 常任幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
8. 機関幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
9. 支部長が必要と認めるときには、代議員・常任幹事合同会議を開くことができる。
10. 代議員・常任幹事・監事は、機関幹事と兼務することができる。
11. 常任幹事は、代議員及び監事と兼務することはできない。
12. 支部長に事故あるときは、支部長の所属する県の常任幹事は常任幹事会を招集して議長となり、事後の支部運営について審議する。
13. 代議員に欠員または増員を生じた場合、常任幹事会で審議する。
14. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行	昭和57年5月23日
改定	昭和58年5月29日
	昭和61年10月12日
	昭和63年10月9日
	平成11年10月3日
	平成13年9月22日
	平成14年10月6日
	平成22年10月10日
	平成24年10月7日

旧

新

(社) 日本家政学会中国・四国支部内規

1. 支部規約第7条に基づき、本支部役員の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 支部長
 - (1) 常任幹事会は、本支部正会員（以下「支部正会員」とする。）の中から、支部長候補者3名以内を選出する。
 - (2) 常任幹事会は、本支部選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」とする。）を構成して、支部正会員の投票に基づいて、支部長候補者の中から支部長1名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - (3) 選挙管理委員会は、支部長選出の結果を本支部総会（以下「総会」とする。）に報告し、承認を受ける。
 - 2) 常任幹事

常任幹事は、各県の機関幹事又は機関幹事経験者の中から選出する。ただし、員数は、岡山・広島県は各2名、その他の県は1名ずつとする。
 - 3) 機関幹事

機関幹事は、原則として、支部正会員2名以上を有する機関において1名選出する。
 - 4) 庶務幹事、会計幹事

庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名し、常任幹事会の承認を受ける。
 - 5) 監事

監事は、機関幹事会において選出し、総会の承認を受ける。
2. 理事候補者の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、理事候補有資格者を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して支部正会員の投票に基づいて、理事候補有資格者の中から規定数の理事候補者を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - 3) 選出の方法は、別に定める「理事候補者選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 4) 選挙管理委員会は、理事候補者選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
3. 代議員の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、規定数以上の代議員候補者を推薦する。

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部内規

1. 支部規約第7条に基づき、本支部役員の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 支部長
 - (1) 常任幹事会は、本支部正会員（以下「支部正会員」とする。）の中から、支部長候補者3名以内を選出する。
 - (2) 常任幹事会は、本支部選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」とする。）を構成して、支部正会員の投票に基づいて、支部長候補者の中から支部長1名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - (3) 選挙管理委員会は、支部長選出の結果を本支部総会（以下「総会」とする。）に報告し、承認を受ける。
 - 2) 常任幹事

常任幹事は、各県の機関幹事又は機関幹事経験者の中から選出する。ただし、員数は、岡山・広島県は各2名、その他の県は1名ずつとする。
 - 3) 機関幹事

機関幹事は、原則として、支部正会員2名以上を有する機関において1名選出する。
 - 4) 庶務幹事、会計幹事

庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名し、常任幹事会の承認を受ける。
 - 5) 監事

監事は、機関幹事会において選出し、総会の承認を受ける。
2. 理事候補者の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、理事候補有資格者を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して支部正会員の投票に基づいて、理事候補有資格者の中から規定数の理事候補者を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - 3) 選出の方法は、別に定める「理事候補者選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 4) 選挙管理委員会は、理事候補者選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
3. 代議員の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、規定数以上の代議員候補者を推薦する。

- 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して、支部正会員の中から代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
 - 3) 選挙管理委員会は、支部正会員の投票により、規定数の代議員を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。
 - 4) 選出の方法は、別に定める「代議員選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 5) 選挙管理委員会は、代議員選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
4. 本支部役員の任務は、次のとおりとする。
- 1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
 - 2) 常任幹事は、各県の機関幹事を代表して常任幹事会を構成し、支部長を補佐して、支部業務を審議・執行する。また、常任幹事会は、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3) 機関幹事は、機関幹事会を構成して支部の重要事項について審議し、会務を執行する。
 - 4) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。
 - 5) 代議員の任務は、総会および(社)日本家政学会(以下「本部」とする)代議員総会に出席して審議事項を議決する。また、本部役員選挙の選挙人になる。
 - 6) 代議員および理事候補者の選出結果は、選挙の年の12月末日までに、本部役員選挙管理委員会委員長に報告する。
7. 本内規の改正は、支部総会の議を経て決定する。

申し合わせ事項

1. 支部長は、常任幹事又は代議員(当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。)並びにこれらの経験者の中から選出する。ただし、他支部選出の役員経験者は、これに該当しないものとする。
2. 理事候補者は、本部委員会委員または支部役員を2期以上経験した者の中から選出する。
3. 同一人が支部長及び代議員に選出された場合の優先順位は、支部長、代議員とし、理事候補者及び代議員に選出された場合の優先順位は、理事候補者、代議員とする。
4. 役員候補者は、就任時(6月1日)の年齢が満68歳以下の者とする。
5. 学会会員である旧支部長は、顧問として処遇する。
6. 機関幹事は、新年度当初(4月中)に、所属機関の会員名簿と機関幹事名を支部長に報告する。

- 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して、支部正会員の中から代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
 - 3) 選挙管理委員会は、支部正会員の投票により、規定数の代議員を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。
 - 4) 選出の方法は、別に定める「代議員選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 5) 選挙管理委員会は、代議員選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
4. 本支部役員の任務は、次のとおりとする。
- 1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
 - 2) 常任幹事は、各県の機関幹事を代表して常任幹事会を構成し、支部長を補佐して、支部業務を審議・執行する。また、常任幹事会は、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3) 機関幹事は、機関幹事会を構成して支部の重要事項について審議し、会務を執行する。
 - 4) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。
 - 5) 代議員の任務は、総会および**一般社団法人**日本家政学会(以下「本部」とする)代議員総会に出席して審議事項を議決する。また、本部役員選挙の選挙人になる。
 - 6) 代議員および理事候補者の選出結果は、選挙の年の12月末日までに、本部役員選挙管理委員会委員長に報告する。
7. **本内規の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。**

附則

施行	昭和57年5月23日
改定	昭和58年5月29日
	昭和61年10月12日
	昭和63年10月9日
	平成11年10月3日
	平成13年9月22日
	平成14年10月6日
	平成22年10月10日
	平成24年10月7日

申し合わせ事項

1. 支部長は、常任幹事又は代議員(当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。)並びにこれらの経験者の中から選出する。ただし、他支部選出の役員経験者は、これに該当しないものとする。

7. 常任幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
8. 機関幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
9. 支部長が必要と認めるときには、代議員・常任幹事合同会議を開くことができる。
10. 代議員・常任幹事・監事は、機関幹事と兼務することができる。
11. 常任幹事は、代議員及び監事と兼務することはできない。
12. 支部長に事故あるときは、支部長の所属する県の常任幹事は常任幹事会を招集して議長となり、事後の支部運営について審議する。
13. 代議員に欠員または増員を生じた場合、常任幹事会で審議する。

施行 昭和57年5月23日
 改定 昭和58年5月29日
 昭和61年10月12日
 昭和63年10月9日
 平成11年10月3日
 平成13年9月22日
 平成14年10月6日
 平成22年10月10日

2. 理事候補者は、本部委員会委員または支部役員を2期以上経験した者の中から選出する。
3. 同一人が支部長及び代議員に選出された場合の優先順位は、支部長、代議員とし、理事候補者及び代議員に選出された場合の優先順位は、理事候補者、代議員とする。
4. 役員候補者は、就任時（6月1日）の年齢が満68歳以下の者とする。
5. 学会会員である旧支部長は、顧問として処遇する。
6. 機関幹事は、新年度当初（4月中）に、所属機関の会員名簿と機関幹事名を支部長に報告する。
7. 常任幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
8. 機関幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
9. 支部長が必要と認めるときには、代議員・常任幹事合同会議を開くことができる。
10. 代議員・常任幹事・監事は、機関幹事と兼務することができる。
11. 常任幹事は、代議員及び監事と兼務することはできない。
12. 支部長に事故あるときは、支部長の所属する県の常任幹事は常任幹事会を招集して議長となり、事後の支部運営について審議する。
13. 代議員に欠員または増員を生じた場合、常任幹事会で審議する。
14. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行 昭和57年5月23日
 改定 昭和58年5月29日
 昭和61年10月12日
 昭和63年10月9日
 平成11年10月3日
 平成13年9月22日
 平成14年10月6日
 平成22年10月10日
 平成24年10月7日

資料 06-1

H24 年度機関幹事会
H24 年 10 月 6 日(土)

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部支部賞授賞内規（案）

1. 中国・四国支部賞の授賞は、本内規により行う。
2. 本支部は、家政学の進歩発展に寄与した本支部所属の若手研究者に対し、中国・四国支部賞を授賞する。
3. 授賞資格及び対象論文等は次のとおりとする。
 - (1) 年齢は、40 歳程度までとする。
 - (2) 授賞のとき、家政学会の会員であること。
 - (3) 授賞の対象は、大会開催の当該年度の前年度に発行された日本家政学会誌の 1 月号～12 月号に掲載された論文等（報文、ノート、資料）とする。ただし、筆頭者である場合に限る。
4. 中国・四国支部賞授賞者には、大会において賞状及び副賞を贈る。これらに要する費用は、本支部経費及び寄付金をもって充てる。
5. 授賞者の選考手続きは次のとおりとする。
 - (1) 授賞候補者は、正会員からの推薦及び自薦による。
 - (2) 授賞候補者の推薦に当たっては、規定の推薦書を授賞年度の 7 月 31 日までに、支部長に提出する。
 - (3) 支部長は、推薦書を受理した後、支部賞選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置し、全ての授賞候補者に関する選考を本委員会に付託する。
 - (4) 選考委員会は、選考結果を常任幹事会に報告する。
 - (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知する。
6. 選考委員会の委員は 3 名とし、常任幹事会で決定する。
7. 選考委員会の委員の選任及び運営は次のとおりとする。
 - (1) 支部賞授賞候補者の推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない。
 - (2) 委員長の選出は、互選による。
 - (3) 推薦書については、推薦者または授賞候補者に照会することができる。
8. 本内規の改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行 平成 15 年 10 月 5 日

改定 平成 24 年 10 月 7 日

申し合わせ事項

1. 選考委員会の委員は、大会を担当する当該年度の開催県選出の常任幹事、次期及び次次期開催県の常任幹事の順に 3 名選出する。
2. 複数の論文等が掲載された場合には、上位のもの 1 件を対象とする。副賞は、報文 3 万円、ノート 2 万円、資料 1 万円とする。ただし、常任幹事会に諮り、変更できるものとする。
3. 推薦書の書式は別に定める。

附則

施行 平成 15 年 10 月 5 日

改定 平成 24 年 10 月 7 日

旧

新

(社) 日本家政学会中国・四国支部支部賞授賞内規

1. 中国・四国支部賞の授賞は、本内規により行う。
2. 本支部は、家政学の進歩発展に寄与した本支部所属の若手研究者に対し、中国・四国支部賞を授賞する。
3. 授賞資格及び対象論文等は次のとおりとする。
 - (1) 年齢は、40 歳程度までとする。
 - (2) 授賞のとき、家政学会の会員であること。
 - (3) 授賞の対象は、大会開催の当該年度の前年度に発行された日本家政学会誌の 1 月号～12 月号に掲載された論文等（報文、ノート、資料）とする。ただし、筆頭者である場合に限る。
4. 中国・四国支部賞授賞者には、大会において賞状及び副賞を贈る。これらに要する費用は、本支部経費及び寄付金をもって充てる。
5. 授賞者の選考手続きは次のとおりとする。
 - (1) 授賞候補者は、正会員からの推薦及び自薦による。
 - (2) 授賞候補者の推薦に当たっては、規定の推薦書を授賞年度の 7 月 31 日までに、支部長に提出する。
 - (3) 支部長は、推薦書を受理した後、支部賞選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置し、全ての授賞候補者に関する選考を本委員会に付託する。
 - (4) 選考委員会は、選考結果を常任幹事会に報告する。
 - (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知する。
6. 選考委員会の委員は 3 名とし、常任幹事会で決定する。
7. 選考委員会の委員の選任及び運営は次のとおりとする。
 - (1) 支部賞授賞候補者の推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない。
 - (2) 委員長の選出は、互選による。
 - (3) 推薦書については、推薦者または授賞候補者に照会することができる。

付則

平成 15 年 10 月 5 日 施行

申し合わせ事項

1. 選考委員会の委員は、大会を担当する当該年度の開催県選出の常任幹事、次期及び次次期開催県の常任幹事の順に 3 名選出する。
2. 複数の論文等が掲載された場合には、上位のもの 1 件を対象とする。副賞は、報文 3 万円、ノート 2 万円、資料 1 万円とする。ただし、常任幹事会に諮り、変更できるものとする。
3. 推薦書の書式は別に定める。
4. 表彰は、総会の場で行う。
5. 内規（案）にかかわらず、平成 15 年度の選考委員会の委員は、支部長、愛媛県選出の常任幹事及び徳島県選出の常任幹事とする。
(申し合わせ事項 4. は、「懇親会」を「総会」に変更(2004. 8. 22. 常任幹事会))

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部支部賞授賞内規

1. 中国・四国支部賞の授賞は、本内規により行う。
2. 本支部は、家政学の進歩発展に寄与した本支部所属の若手研究者に対し、中国・四国支部賞を授賞する。
3. 授賞資格及び対象論文等は次のとおりとする。
 - (1) 年齢は、40 歳程度までとする。
 - (2) 授賞のとき、家政学会の会員であること。
 - (3) 授賞の対象は、大会開催の当該年度の前年度に発行された日本家政学会誌の 1 月号～12 月号に掲載された論文等（報文、ノート、資料）とする。ただし、筆頭者である場合に限る。
4. 中国・四国支部賞授賞者には、大会において賞状及び副賞を贈る。これらに要する費用は、本支部経費及び寄付金をもって充てる。
5. 授賞者の選考手続きは次のとおりとする。
 - (1) 授賞候補者は、正会員からの推薦及び自薦による。
 - (2) 授賞候補者の推薦に当たっては、規定の推薦書を授賞年度の 7 月 31 日までに、支部長に提出する。
 - (3) 支部長は、推薦書を受理した後、支部賞選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置し、全ての授賞候補者に関する選考を本委員会に付託する。
 - (4) 選考委員会は、選考結果を常任幹事会に報告する。
 - (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知する。
6. 選考委員会の委員は 3 名とし、常任幹事会で決定する。
7. 選考委員会の委員の選任及び運営は次のとおりとする。
 - (1) 支部賞授賞候補者の推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない。
 - (2) 委員長の選出は、互選による。
 - (3) 推薦書については、推薦者または授賞候補者に照会することができる。
8. 本内規の改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行 平成 15 年 10 月 5 日
改正 平成 24 年 10 月 7 日

申し合わせ事項

1. 選考委員会の委員は、大会を担当する当該年度の開催県選出の常任幹事、次期及び次次期開催県の常任幹事の順に 3 名選出する。
2. 複数の論文等が掲載された場合には、上位のもの 1 件を対象とする。副賞は、報文 3 万円、ノート 2 万円、資料 1 万円とする。ただし、常任幹事会に諮り、変更できるものとする。
3. 推薦書の書式は別に定める。

附則

施行 平成 15 年 10 月 5 日
改正 平成 24 年 10 月 7 日

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部理事候補者選出方法に関する申し合わせ（案）

1. 理事候補者の選出について

一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第 5 条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の理事候補者を選出する。ただし、このうちの 1 名は支部内規第 1 条 1 で選出された支部長とする。

2. 選出の方法について

- 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、本部委員会委員又は支部役員を 2 期以上経験した者を候補者として推薦する。
- 2) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、理事候補者を選出する。

3. 投票要領について

投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。

4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行 昭和 57 年 5 月 23 日

改定 昭和 58 年 5 月 29 日

昭和 61 年 10 月 12 日

昭和 63 年 10 月 9 日

平成 11 年 10 月 3 日

平成 13 年 9 月 22 日

平成 14 年 10 月 6 日

平成 22 年 10 月 10 日

平成 24 年 10 月 7 日

旧

新

(社)日本家政学会中国・四国支部理事候補者選出方法に関する申し合わせ

1. 理事候補者の選出について

(社)日本家政学会支部選挙規程第 5 条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の理事候補者を選出する。ただし、このうちの 1 名は支部内規第 1 条 1 で選出された支部長とする。

2. 選出の方法について

- 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、本部委員会委員又は支部役員を 2 期以上経験した者を候補者として推薦する。
- 2) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、理事候補者を選出する。

3. 投票要領について

投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。

施行 昭和 57 年 5 月 23 日
改定 昭和 58 年 5 月 29 日
昭和 61 年 10 月 12 日
昭和 63 年 10 月 9 日
平成 11 年 10 月 3 日
平成 13 年 9 月 22 日
平成 14 年 10 月 6 日
平成 22 年 10 月 10 日

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部理事候補者選出方法に関する申し合わせ

1. 理事候補者の選出について

一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第 5 条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の理事候補者を選出する。ただし、このうちの 1 名は支部内規第 1 条 1 で選出された支部長とする。

2. 選出の方法について

- 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、本部委員会委員又は支部役員を 2 期以上経験した者を候補者として推薦する。
- 2) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、理事候補者を選出する。

3. 投票要領について

投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。

4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行 昭和 57 年 5 月 23 日
改定 昭和 58 年 5 月 29 日
昭和 61 年 10 月 12 日
昭和 63 年 10 月 9 日
平成 11 年 10 月 3 日
平成 13 年 9 月 22 日
平成 14 年 10 月 6 日
平成 22 年 10 月 10 日
平成 24 年 10 月 7 日

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部代議員選出方法に関する申し合わせ（案）

1. 代議員の選出について

一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第 3 条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の代議員を選出する。

2. 選出の方法について

- 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、年齢層、専門分野、地域（県、中国地方、四国地方）等を考慮して、1. の選出数以上の代議員候補者を推薦する。
- 2) 支部選挙管理委員会は、本支部正会員の中から、代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
- 3) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、代議員を選出する。

3. 投票要領について

投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。

4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行	昭和 57 年 5 月 23 日
改定	昭和 58 年 5 月 29 日
	昭和 61 年 10 月 12 日
	昭和 63 年 10 月 9 日
	平成 11 年 10 月 3 日
	平成 13 年 9 月 22 日
	平成 14 年 10 月 6 日
	平成 22 年 10 月 10 日
	平成 24 年 10 月 7 日

旧

新

(社)日本家政学会中国・四国支部代議員選出方法に関する申し合わせ

1. 代議員の選出について

(社)日本家政学会支部選挙規程第3条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の代議員を選出する。

2. 選出の方法について

- 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、年齢層、専門分野、地域(県、中国地方、四国地方)等を考慮して、1.の選出数以上の代議員候補者を推薦する。
- 2) 支部選挙管理委員会は、本支部正会員の中から、代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
- 3) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、代議員を選出する。

3. 投票要領について

投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。

施行	昭和 57 年 5 月 23 日
改定	昭和 58 年 5 月 29 日
	昭和 61 年 10 月 12 日
	昭和 63 年 10 月 9 日
	平成 11 年 10 月 3 日
	平成 13 年 9 月 22 日
	平成 14 年 10 月 6 日
	平成 22 年 10 月 10 日

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部代議員選出方法に関する申し合わせ

1. 代議員の選出について

一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第3条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の代議員を選出する。

2. 選出の方法について

- 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、年齢層、専門分野、地域(県、中国地方、四国地方)等を考慮して、1.の選出数以上の代議員候補者を推薦する。
- 2) 支部選挙管理委員会は、本支部正会員の中から、代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
- 3) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、代議員を選出する。

3. 投票要領について

投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。

4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行	昭和 57 年 5 月 23 日
改定	昭和 58 年 5 月 29 日
	昭和 61 年 10 月 12 日
	昭和 63 年 10 月 9 日
	平成 11 年 10 月 3 日
	平成 13 年 9 月 22 日
	平成 14 年 10 月 6 日
	平成 22 年 10 月 10 日
	平成 24 年 10 月 7 日

弔辞・供物に関する申し合わせ（案）

1. 支部の顧問及び支部長の葬儀には、弔電を打つとともに、生花一基を贈る。
2. 弔電を打つ範囲は、以下の通りとする。
学会長とその経験者、他支部の支部長、本支部の常任幹事・評議員・事務局幹事並びにこれらの経験者。
3. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

決定 平成 6 年 12 月 6 日

改定 平成 11 年 8 月 27 日

平成 24 年 10 月 7 日

旧

新

弔辞・供物に関する申し合わせ

1. 支部の顧問及び支部長の葬儀には、弔電を打つとともに、生花一基を贈る.
2. 弔電を打つ範囲は、以下の通りとする.
学会長とその経験者、他支部の支部長. 本支部の常任幹事・評議員・事務局幹事並びにこれらの経験者.

決定 平成 6 年 12 月 6 日

改定 平成 11 年 8 月 27 日

弔辞・供物に関する申し合わせ

1. 支部の顧問及び支部長の葬儀には、弔電を打つとともに、生花一基を贈る.
2. 弔電を打つ範囲は、以下の通りとする.
学会長とその経験者、他支部の支部長. 本支部の常任幹事・評議員・事務局幹事並びにこれらの経験者.
3. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う.

附則

決定 平成 6 年 12 月 6 日

改定 平成 11 年 8 月 27 日

平成 24 年 10 月 7 日

平成 23 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部事業報告(案)

1. 次期支部長候補者選挙

常任幹事会（書面会議）	平成 23 年 6 月 24 日付
常任幹事に投票用紙発送	平成 23 年 7 月 8 日（投票締め切り 7 月 15 日）
支部長候補者選挙開票	平成 23 年 7 月 21 日

2. 平成 24・25 年度支部長，理事候補者，代議員選挙

選挙管理委員会設置	平成 23 年 6 月 24 日
代議員立候補受付	平成 23 年 7 月 1 日～7 月 7 日
常任幹事会（書面会議）	平成 23 年 7 月 22 日付
支部正会員に選挙関係書類発送	平成 23 年 8 月 1 日（投票締め切り 8 月 17 日）
選挙開票	平成 23 年 8 月 22 日

3. 常任幹事会

平成 23 年 9 月 24 日（土） 13:00～16:00 於 広島大学教育学研究科第 1 会議室

4. 公開講演会

平成 23 年 10 月 8 日（土） 14:00～15:30 於 鳴門教育大学 講義棟 B201

演題名：『四国遍路について』

講 師：真鍋俊照先生 四国大学文学部日本文学科教授

5. 機関幹事会

平成 23 年 10 月 8 日（土） 16:00～17:30 於 鳴門教育大学 講義棟 B207

6. 懇親会

平成 23 年 10 月 8 日（土） 18:30～20:30 於 ルネッサンスリゾートナルト

7. 研究発表会

平成 23 年 10 月 9 日（日） 9:30～12:00, 14:00～16:00 於 鳴門教育大学 講義棟

8. 総会及び支部賞の授与

平成 23 年 10 月 9 日（日） 13:00～13:50 於 鳴門教育大学 講義棟 B201

(中国・四国支部)収支計算書(案)

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

資料11-1
H24年度機関幹事会
H24年10月6日(土)

科目	注意点、変更点	予算	決算	備考
I 事業活動収支の部				
I 事業活動収入				
基本財産運用益	本部のみ記入			
受取入会金				
受取会費				
事業収入		0	259,112	
会誌購読料				
大会等参加費			259,112	
広告料				
学会刊行物売上				
著者負担金				
受取補助金	国、市区町村、民間団体からの補助金、助成金			
一般寄付金				
特別寄付金				
雑収入	預金利息は全てこちらに計上して下さい。	300	275	
本部からの繰入金収入	本部からの活動助成金はこちら	490,250	490,250	
事業活動収入計		490,550	749,637	
II 事業活動支出				
① 事業費支出				
東日本大震災関連費用	本部のみ記入			
大会等関連費用		430,000	280,000	
講演会等関連費用		53,333	0	
学会誌等関連費用				
研究発表要旨集関連費用				
研究補助費				
表彰費		100,000	30,000	
関連学会費				
給料手当	臨時雇賃金もこちら			
広報費				
福利厚生費	本部のみ記入			
旅費交通費		150,000	97,380	
通信運搬費		100,000	24,896	
備品費				
消耗品費		10,000	535	
光熱水料費				
雑費				
総会費				
事務委託費				
租税公課	本部のみ記入			
地代	本部のみ記入			
会議費		10,000	4,500	
支払負担金				
印刷費				
謝礼金				
修繕費				
減価償却費	本部のみ記入			
リース料				
事務所管理費				
② 管理費支出				
給料手当				
広報費				
福利厚生費				
旅費交通費				
通信運搬費				
備品費				
消耗品費				
光熱水料費				
雑費				
総会費				
事務委託費				
租税公課				
地代				
会議費				
支払負担金				
印刷費				
謝礼金				
修繕費				
減価償却費				
リース料				
事務所管理費				
事業活動支出計		853,333	437,311	
事業活動収支差額		▲ 362,783	312,326	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入	基金(定期預金)を取り崩した際に計上			
2. 投資活動支出	※基金(定期預金)を積み立てた際に計上			
投資活動収支差額		0	0	
III 財務活動収支の部	借金等なので無し			
1. 財務活動収入				
2. 財務活動支出				
財務活動収支差額		0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額		▲ 362,783	312,326	
前期繰越収支差額		1,004,256	1,004,256	
次期繰越収支差額		641,473	1,316,582	



第58回支部総会・研究発表会 収支報告書
(平成23年度) 於:徳島

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
I.収入				
1.財産運用収入	0	0	0	
受取利息	0	0	0	
2.参加費	75,000	113,000	△ 38,000	大会参加費
正会員	75,000	105,000	△ 30,000	1,500円×70名
学生会員	0	6,000	△ 6,000	300円× 20名
非会員	0	2,000	△ 2,000	2,000円×1名
3.要旨集頒布	50,000	74,000	△ 24,000	1,000円×74冊
4.補助金収入	280,000	280,000	0	
支部補助金	226,667	280,000	△ 53,333	大会補助金
本部補助金	53,333	0	53,333	会場・講師謝礼補助金
5.寄付金収入	0	0	0	
一般寄付金収入	0	0	0	会員より
特別寄付金収入	0	0	0	目的の決まった寄付金
6.雑収入	0	460	△ 460	その他の収入(弁当代の残金)
7.昨年度繰越金	150,000	150,000	0	繰入金
収入計	555,000	617,460	△ 62,460	
II.支出			0	
1.大会・研究発表会等開催経費	360,000	263,923	96,077	
会場費	60,000	77,175	△ 17,175	会議室使用料
印刷代	0	500	△ 500	要旨集印刷代以外の印刷代
臨時雇賃金	120,000	98,700	21,300	アルバイト代,
通信運搬費	80,000	32,540	47,460	
消耗品費	20,000	21,089	△ 1,089	
雑費	80,000	33,919	46,081	その他の費用(広報等)
2.研究発表要旨集代	75,000	40,000	35,000	プログラム, 要旨集印刷代
3.講演会開催費	63,333	45,185	18,148	
講師謝礼	33,333	33,333	0	
講師交通費	10,000	1,667	8,333	
会場費	20,000	10,185	9,815	
雑費	0	0	0	
4.総会費	0	0	0	
5.会議費	20,000	9,240	10,760	
6.予備費	36,667	259,112	△ 222,445	残金
支出計	555,000	617,460	△ 62,460	

△:予算に比して決算額の増を示す。

平成23年度収支報告書について監査した結果, 正確かつ妥当なことを認めます。

平成24年3月31日

監事 木山 寿美 
監事 今川 真治 

貸借対照表 (中国・四国支部)
(平成24年3月31日現在)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
手許現金		0	0
普通預金()			
通常貯金(ゆうちょ銀行518)	1,316,582	1,004,256	▲ 312,326
振替口座(ゆうちょ銀行)			0
流動資産合計	1,316,582	1,004,256	▲ 312,326
2. 固定資産			
支部大会基金引当預金			
定期預金()			
定額貯金(ゆうちょ銀行518)	380,000	380,000	0
固定資産合計	380,000	380,000	0
資産合計	1,696,582	1,384,256	▲ 312,326
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払い金	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
正味財産			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	1,696,582	1,384,256	▲ 312,326
負債及び正味財産合計	1,696,582	1,384,256	▲ 312,326

監 査 報 告 書

一般社団法人 日本家政学会
中国・四国支部長 平田 道憲 殿


私ども監事は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの平成 23 年度の支部の重要な会議に出席するほか、事業報告を聞き、重要な書類を閲覧し、主要な調査を行い、かつ財務諸表及び収支計算書につき監査を実施した結果、次のとおり報告します。

1. 事業報告は規程に従い、支部の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 財務諸表すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は平成 23 年度期末現在の財政状態を正しく示していると認めます。
3. 収支計算書は平成 23 年度の収支の状況を適正に表示していると認めます。

以上

平成 24 年 3 月 31 日

一般社団法人 日 本 家 政 学 会
(中国・四国) 支部

監事 杉山 寿美 

監事 今川 真治 

平成 24 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部事業計画(案)

1. 常任幹事会

平成 24 年 9 月 22 日(土) 13:00～16:00 於 岡山大学教育学部 407 室 (第一会議室)

2. 公開講演会 (日本家政学会中国・四国支部・調理科学会合同公開講演会)

平成 24 年 10 月 6 日(土) 13:00～15:50 於 ピュアリティまきび 2 階 千鳥

演題名: 『和食を世界に』

講師: 村田吉弘先生 京都料亭 菊乃井 主人

演題名: 『まずさを科学する』

講師: 北島直文先生 ノートルダム清心女子大学教授

3. 機関幹事会

平成 24 年 10 月 6 日(土) 16:00～17:30 於 ピュアリティまきび 3 階 飛鳥

4. 懇親会

平成 24 年 10 月 6 日(土) 18:30～20:30 於 岡山全日空ホテル 1 階 曲水

5. 研究発表会

平成 24 年 10 月 7 日(日) 10:00～12:00, 14:00～15:30

於 岡山県立大学学部共通棟

6. 総会及び支部賞の授与

平成 24 年 10 月 7 日(日) 13:00～13:50 於 岡山県立大学学部共通棟(南) 8206

(中国・四国支部)収支予算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

資料13-1
H24年度機関幹事会
H24年10月6日(土)

科目	注意点、変更点	当年度予算	前年度予算	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用益	本部のみ記入			
受取入会金				
受取会費				
事業収入		0	0	
会誌購読料				
大会等参加費				
広告料				
学会刊行物売上				
著者負担金				
受取補助金	国、市区町村、民間団体からの補助金、助成金			
一般寄付金				
特別寄付金				
雑収入	預金利息は全てこちらに計上して下さい。	300	300	
本部からの繰入金収入	本部からの活動助成金はこちら	487,500	490,250	
事業活動収入計		487,800	490,550	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
東日本大震災関連費用	本部のみ記入			
大会等関連費用		430,000	430,000	
講演会等関連費用		33,333	53,333	
学会誌等関連費用				
研究発表要旨集関連費用				
研究補助費				
表彰費		100,000	100,000	
関連学会費				
給料手当	臨時雇賃金もこちら			
広報費				
福利厚生費	本部のみ記入			
旅費交通費		150,000	150,000	
通信運搬費		100,000	100,000	
備品費				
消耗品費		20,000	10,000	
光熱水料費				
雑費				
総会費				
事務委託費				
租税公課	本部のみ記入			
地代	本部のみ記入			
会議費		20,000	10,000	
支払負担金				
印刷費				
諸謝金				
修繕費				
減価償却費	本部のみ記入			
リース料				
事務所管理費				
② 管理費支出				
給料手当				
広報費				
福利厚生費				
旅費交通費				
通信運搬費				
備品費				
消耗品費				
光熱水料費				
雑費				
総会費				
事務委託費				
租税公課				
地代				
会議費				
支払負担金				
印刷費				
諸謝金				
修繕費				
減価償却費				
リース料				
事務所管理費				
事業活動支出計		853,333	853,333	
事業活動収支差額		▲ 365,533	▲ 362,783	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
2. 投資活動支出	基金(定期預金)を取り崩した際に計上 ※基金(定期預金)を積み立てた際に計上			
投資活動収支差額		0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
2. 財務活動支出	借金等なので無し			
財務活動収支差額		0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額		▲ 365,533	▲ 362,783	
前期繰越収支差額		1,316,582	1,004,256	
次期繰越収支差額		951,049	641,473	

第59回支部総会・研究発表会 収支予算書
(平成24年度) 於:岡山

資料13-2
H24年度機関幹事会
H24年10月6日(土)

科 目	24年度予算	23年度予算	備 考
I.収入			
1.財産運用収入	0	0	
受取利息	0	0	利息
2.参加費	75,000	75,000	大会参加費
正会員	75,000	75,000	1,500円×50名
学生会員	0	0	300円×0名
非会員	0	0	2,000円×0名
3.要旨集頒布	50,000	50,000	1,000円×50冊
4.補助金収入	430,000	280,000	
支部補助金	430,000	226,667	大会補助金
本部補助金	0	53,333	会場等補助金
5.寄付金収入	0	0	
一般寄付金収入	0	0	目的の決まっていない寄付金
特別寄付金収入	0	0	目的の決まった寄付金
6.雑収入	0	0	その他の収入
7.前期繰越収支差額	0	150,000	繰入金
収入計	555,000	555,000	
II.支出			
1.大会・研究発表会等開催経費	360,000	360,000	
会場費	60,000	60,000	会議室使用料
印刷代	0	0	要旨集印刷代以外の印刷代
臨時雇賃金	120,000	120,000	アルバイト代
通信運搬費	80,000	80,000	
消耗品費	20,000	20,000	
雑費	80,000	80,000	その他の費用(広報等)
2.研究発表要旨集代	75,000	75,000	プログラム, 要旨集印刷代
3.講演会開催費	20,000	63,333	
講師謝礼	0	33,333	講師謝礼の源泉徴収税を含む
講師交通費	0	10,000	
会場費	20,000	20,000	
雑費	0	0	
4.総会費	0	0	
5.会議費	20,000	20,000	
6.予備費	80,000	36,667	
支出計	555,000	555,000	

2012 年 9 月 18 日

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部
支部長 河田哲典 殿

2012 年度支部賞選考委員会委員
岡山県常任幹事 篠原陽子 (委員長)
香川県常任幹事 能登原英代
広島県常任幹事 大下市子

2012 年度支部賞選考結果報告書

2012 年度支部賞選考結果について、以下のとおり報告いたします。

- (1) 2012 年 7 月 31 日までに、別紙 2 件の推薦書が支部長に提出された。
- (2) 2012 年 8 月 15 日に支部長により、支部賞選考委員会が設置された。申し合わせにより、大会を担当する当該年度の開催県（岡山）選出の常任幹事、次期開催県（香川）及び次期開催県（広島）の常任幹事の順に 3 名が選出され、篠原陽子が委員長をつとめた。
- (3) 委員会はメールによって審議した。2012 年 8 月 15 日に委員長から委員あてに支部賞選考についての審議を依頼するメールを送信し、委員相互にメールによる意見交換を行った。
- (4) その結果、委員全員の賛成により、別紙候補者の鶴永陽子（つるなが・ようこ）氏ならびに原田良子（はらだ・りょうこ）氏を支部賞候補者として常任幹事会に推薦することを決定した。

所見


鶴永陽子氏は、内規に定められた期間に日本家政学会誌に掲載された報文（市販柿葉茶 22 種類の総アスコルビン酸含量，アストラガリン含量，ポリフェノール含量およびラジカル捕捉活性の差異，日本家政学会誌，62 巻，7 号，437-444）の筆頭著者である。本論文は、市販柿葉茶の成分含量を分析し、製造方法に貴重な示唆を与えるものであり、家政学の進歩発展に寄与すると判断される。よって、鶴永陽子氏は、将来が期待できる本支部所属の若手研究者として、支部賞を受賞するにふさわしいと認められる。

原田良子氏は、内規に定められた期間に日本家政学会誌に掲載された資料（加熱後の鮭、鯖、鶏肉の保存が水分量，脂肪量，官能評価に及ぼす影響，日本家政学会誌，62 巻，2 号，133-139）の筆頭著者である。本論文は、加熱調理後の保存と嗜好性との関係进行分析し、嗜好性が低下する要因を解明したものであり、家政学の進歩発展に寄与すると判断される。よって、原田良子氏は、将来が期待できる本支部所属の若手研究者として、支部賞を受賞するにふさわしいと認められる。

2012 年 7 月 25 日

(社) 日本家政学会中国・四国支部
支 部 長 殿


中国・四国支部賞推薦書

ふりがな 候補者氏名	つるなが ようこ 鶴永 陽子 生年月日
所属・職名	島根大学 教育学部 人間生活環境教育講座・准教授
発表論文題目	題目： 市販柿葉茶 22 種類の総アスコルビン酸含量、アストラガリン含量、ポリフェノール含量およびラジカル捕捉活性の差異 著者名：鶴永陽子，高林由美，西万次郎，鈴木芳孝
発表年・号	2011 年，62 巻，7 号，437-444 頁
推薦者氏名・所属・連絡先	氏名： 高橋 哲也  所属：島根大学 教育学部 人間生活環境教育講座 連絡先所在地： 〒690-8504 松江市西川津町 1060 Tel: 0852-32-6350 e-mail：

2012 年 7 月 30 日

(社) 日本家政学会中国・四国支部
支 部 長 殿

中国・四国支部賞推薦書

ふりがな 候補者氏名	はらだ りょうこ 原田 良子 生年月日 [REDACTED]
所属・職名	鈴峯女子短期大学 食物栄養学科 講師
発表論文題目	題目： 加熱後の鮭，鯖，鶏肉の保存が水分量， 脂肪量，官能評価に及ぼす影響 著者名：原田良子，杉山寿美，元木万 里子，石永正隆
発表年・号	日本家政学会誌 Vol.62 No.2 133-139
推薦者氏名・ 所属・連絡先	氏名 岡本 洋子  所属：鈴峯女子短期大学 連絡先所在地： 〒733-8623 広島市西区井口四丁目 6 - 1 8 Tel:082-278-1103 e-mail: [REDACTED]

資料15-1
H24年度機関幹事会
H24年10月6日(土)

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 総会・研究発表会担当機関一覧表

平成24年9月22日現在

回	年次	担当県	会 場	担当機関
発会式	昭29	広島	広島大	広島大
1	30	山口	山口女短大	山口女短大
2	30	高知	高知女大	高知女大・高知大
3	31	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
4	32	徳島	徳島大	徳島大
5	33	岡山	岡山大	岡山大
6	34	愛媛	愛媛大	愛媛大
7	35	広島	広島女大	広島女大・広島女学院大短大
8	36	鳥取	鳥取大	鳥取大
9	37	香川	香川大	香川大
10	38	山口	山口大	山口大・山口女短大・宇部短大
11	39	高知	高知女大	高知女大
12	40	岡山	ノートルダム清心女大	ノートルダム清心女大・他5大学
13	41	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
14	42	徳島	徳島女大・四国女大	徳島女大・四国女大・徳島大
15	43	広島	広島文化女短大	広島文化女短大
16	44	愛媛	松山東雲短大	松山東雲短大
17	45	山口	宇部短大	宇部短大・山口大・山口女短大
18	46	岡山	美作女大	美作女大
19	47	香川	香川県明善短大	香川県明善短大 他
20	48	広島	広島女学院大短大	広島女学院大短大・大下学園女短大・比治山女短大
21	49	広島	広島大教育(福山)	広島大教育(福山)
22	50	高知	高知大	高知大・高知女大・高知学園短大
23	51	鳥取	鳥取市福祉文化会館	鳥取大・鳥取女短大
24	52	岡山	岡山大	岡山大
25	53	徳島	徳島県郷土文化会館	四国女大・徳島大・徳島文理大
26	54	広島	広島大学学校教育	広島大学学校教育・鈴峯女短大
27	55	愛媛	聖カタリナ女短大	聖カタリナ女短大・愛媛大・松山東雲短大・今治明德短大
28	56	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
29	57	山口	山口女大	山口女大・山口大・宇部短大
30	58	香川	上戸学園女短大	上戸学園女短大・香川大・香川県明善短大・香川短大
31	59	岡山	中国短大	岡山県下全大学(30周年記念)
32	60	広島	安田女短大	安田女短大・文教女大短大・山陽女短大
33	61	高知	高知女大	高知女大・高知学園短大・高知大
34	62	鳥取	鳥取大	鳥取大・鳥取女短大
35	63	愛媛	愛媛大	愛媛大・松山東雲短大・聖カタリナ女短大・今治明德短大
36	平1	岡山	岡山女短大	岡山女短大・神戸女大瀬戸短大・山陽学園短大
37	2	徳島	徳島県郷土文化会館	徳島大・四国女大・徳島文理大・鳴門教育大
38	3	広島	福山市立女短大	福山市立女短大
39	4	山口	山口大	山口大
40	5	岡山	就実短大	就実短大

総会・研究発表会担当機関一覧(続き)

回	年次	担当県	会 場	担当機関
41	6	香川	香川短大	香川大教, 農・香川短大・香川県明善短大・瀬戸内短大
42	7	島根	島根県立女短大	島根県立女短大・島根大
43	8	愛媛	松山東雲女大・短大	松山東雲女大短大・今治明德短大・愛媛大・聖カトリック女短大
44	9	広島	広島大	広島大教育・広島大学学校教育
45	10	高知	高知大	高知大・高知女大・高知学園短大
46	11	徳島	徳島文理大・四国大	徳島大・徳島文理大・四国大
47	12	岡山	山陽学園短大	山陽学園短大
48	13	山口	宇部短大	宇部短大
49	14	鳥取	鳥取短大	鳥取短大・鳥取大
50	15	広島	県立広島女子大	県立広島女子大
51	16	香川	香川大学教育学部	香川大学農学部
52	17	愛媛	聖カタリナ大学	愛媛大・聖カトリック大短大部・松山東雲大・松山東雲短大
53	18	岡山	岡山大	岡山大・ノートルダム清心女子大・美作大・同短期大学部
54	19	島根	松江テルサ	島根県立大短大・島根大
55	20	広島	安田女子大学	安田女子大学・比治山大学短期大学部
56	21	高知	高知会館	高知女子大学・高知大学・高知学園短期大学
57	22	山口	山口県立大学	山口県立大学・山口大学・宇部フロンティア大学短期大学部
58	23	徳島	鳴門教育大学	鳴門教育大学・四国大学・徳島文理大学
59	24	岡山	岡山県立大学	岡山県立大学・くらしき作陽大学・岡山学院大学
60	25	香川	香川大学教育学部	香川大学教育学部・香川短期大学
61	26	広島		
62	27			
63	28			

資料15-3
H24年度機関幹事会
H24年10月6日(土)

支部総会・研究発表会担当県の割当方式

昭和59年4月1日

県名	会員大学数	担当頻度
広島	12	6年間に1回担当
岡山	10	〃
山口	5	9年間に1回担当
香川	4	〃
愛媛	4	〃
徳島	3	12年間に1回担当
高知	3	〃
鳥取	2	14年間に1回担当
島根	2	〃
計	45	

この方式によれば、42年間に41回担当県を決めることができる。

平成26以降の事務局案

県名	会員大学数	担当頻度
広島	10	5年間に1回担当
岡山	10	〃
山口	3	10年間に1回担当
香川	2	7年間に1回担当
愛媛	2	
徳島	3	10年間に1回担当
高知	3	〃
鳥取	1	〃
島根	2	
計	36	

平成23年9月24日常任幹事会承認

平成23年10月8日機関幹事会承認

資料15-4
H24年度機関幹事会
H24年10月6日(土)

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 総会・研究発表会担当県案(平成23年度事務局案)

	回	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80		
機関数	年度	直前回	H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
広島	10	1/5	55						●						○										○										
岡山	10	1/5	59										●					○										○							○
香川・愛媛	2+2=4	1/7	56*				○							○																					○
鳥取・島根	1+2=3	1/10	52**	○				●																											
山口	3	1/10	57																																○
徳島	3	1/10	58																																○
高知	3	1/10	56																																○

33/35 * 56=(52+60)/2
**52=(49+54)/2

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 第五十九回総会 次第

一. 開会の辞

一. 支部長挨拶

一. 開催県挨拶

一. 議長選出

一. 議事

1 支部規約改正について

2 支部内規改正について

3 支部賞受賞内規改正について

4 理事被選挙人選出方法に関する申し合わせ改正について

5 代議員候補者選出方法に関する申し合わせ改正について

6 弔辞・供物に関する申し合わせ改正について

7 平成二十三年度事業報告(案)

8 平成二十三年度決算報告(案)

9 同 監査報告

10 平成二十四年度事業計画(案)

11 平成二十四年度予算(案)

12 平成二十五年度(第六十回)支部総会・研究発表会の
開催について

13 その他

一. 次期開催県挨拶

一. 閉会の辞

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部

平成二十四年度支部賞授与式 次第

一. 支部賞選考経過報告

篠原陽子 選考委員長

一. 支部賞授与

受賞者

鶴永陽子 会員 (島根大学)

受賞論文題目

「市販柿葉茶22種類の総アスコルビン酸含量, アストラガリン含量, ポリフェノール含量およびラジカル捕捉活性の差異」

受賞者

原田良子 会員 (鈴峯女子短期大学)

受賞論文題目

「加熱後の鮭, 鯖, 鶏肉の保存が水分量, 脂肪量, 4321官能評価に及ぼす影響」

一. 支部長挨拶

一. 受賞者挨拶